

締約国に関する情報 HN	ホンジュラス 一般情報	附属書 B 1 HN
国内官庁の名称	Directorate General of Intellectual Property (Honduras) (知的所有権総局 (ホンジュラス))	
所在地及び郵便のあて名	Edificio anexo San José, Boulevard Kuwait, 3er piso, Tegucigalpa, Honduras	
電話番号	(504) 235 52 79, 235 52 97	
ファクシミリ装置	(504) 239 72 90	
電子メール	patentes@ip. gob. hn camilo. bendeck@ip. gob. hn	
インターネット	https://www. ip. gob. hn	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置又は電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が、国際出願又は国際出願の補充若しくは訂正を含む差替え用紙である場合には、送付の日から1箇月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
ホンジュラスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、知的所有権総局 (ホンジュラス) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ホンジュラスが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	知的所有権総局 (ホンジュラス)	
ホンジュラスを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するホンジュラスの規定	1999年12月18日の工業所有権法の政令No. 12-99E及び2006年3月15日の自由貿易協定法の施行令No. 16-2006	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

H N

ホンジュラス (続き)

H N

ホンジュラスが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

ホンジュラスが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の受領日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

あり (附属書L参照)